

農地中間管理事業評価委員会における評価及び意見

- 開催日時・場所
 - ・令和7年6月20日(金)午前10:00～12:00
 - ・NOSA I 会館2階研修室(甲府市宝1-21-20)

<評価委員(敬称略)>

大月短期大学教授	楨平 龍宏(委員長)
元山梨県中小企業団体中央会専務理事	橘田 恭
元山梨県農政部技監	小澤 和茂
元笛吹市農業委員	春田 美子
山梨県指導農業士会会長	加賀美 和洋(欠席)
山梨県青年農業士会会長	古川 翔太(欠席)

※所管課である農政部担い手・農地対策課 池田課長補佐、吉村主事が出席

○ 報告事項

- (1) 令和5年度農地中間管理事業の評価委員会概要の公社HPでの公開について
(五味事務局長 説明)

- ・「農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第4項」の規程に基づき、情報公開している項目のうち、令和6年6月26日の評価委員会にて、委員からいただいた評価と意見は【報告事項】のとおり。また、委員から頂いた意見・要望への対応状況については、協議事項の(1)の①で説明する。

○ 協議事項

- (1) 令和6年度 農地中間管理事業の実施状況の評価について

①令和6年度 農地中間管理事業の実績(資料2により 五味事務局長 説明)

○農地の借入れ、貸し付けの実績

- ・借入件数については、全1,574件中、中北地域が799件、峡東地域が682件と大部分を占めており、借入・貸付件数ともに増加傾向にある。

○年次別借受・貸付実績

- ・平成26年度の制度発足時から令和6年度までの面積の推移は、借受・貸付ともに年々増加している傾向にある。

○機構借受農地整備事業の実施状況

- ・農地中間管理権を取得した農用地等に簡易な整備を行い担い手に貸し付ける事業を、60地区で15.07ha実施した。

○農地売買等事業(特例事業)

- ・規模縮小希望農家から農地を買い入れ、規模拡大志向農家へ売却する事業を、笛吹市で1件実施した。

○果樹苗木育成・担い手貸付に関する事業の実績

- ・ 果樹栽培を希望する新規就農者の初期の経営リスクを軽減するため、農地中間管理機構が借り受けた農地を整備し苗木を植え、3年間育成管理した後に貸し付ける事業を実施している。
- ・ 現在甲州市で1件実施しており、今年度中に新規就農者に貸し付ける予定。

＜昨年度の評価委員会における提案・意見への対応状況＞

- ・ 昨年のこの場で、未収金徴収の際の請求書の送付は1回で督促状を送付すれば手数が減るといった意見をいただいた。法的には、請求書を1回送付すれば督促状を送付しても問題ないが、(公財)全国農地保有合理化協会が昨年度末に作成した「賃料徴収及び債権管理に関する事務処理マニュアル」でも2回となっていることから、手間はかかってもこれまでどおりにしていきたいと考えている。
- ・ 市町村の作業が軽減されるよう、今年度から、農地中間管理機構の職員を1名増員してもらっている。併せて、県農務事務所に農地中間管理事業の事務行う職員の増設をお願いしており、峡東農務事務所では4月から1名増員された。
- ・ 賃料回収は特殊な業務のため、全国農地保有合理化協会作成のマニュアルに従い、専務理事とプロパー職員とで対応している。

○農地中間管理事業以外の公社事業

- ・ 農地中間管理事業を進めていく中で連携して行う事業として、農業の担い手支援に関する事業、県奨励品種等種苗の増殖供給に関する事業等の実績を説明。
- ・ 農業の6次産業化支援を目的に設置した「やまなし農山村発イノベーションサポートセンター」の事業として、6次産業化に取り組む農業者等に対する地域プランナー派遣等を実施した。
- ・ その他、収益事業として土地改良等の受託に関する事業、中央新幹線の構造物による農作物への影響調査の業務受託に関する事業、山梨県植物防疫協会の事務局業務の受託に関する事業について実績を説明した。

②令和6年度 農地中間管理事業の収支決算

(資料3により農地集積課 網倉主事 及び中村専務理事説明)

- ・ 網倉主事から公社全体の決算報告書を説明した後に、中村専務理事から農地中間管理事業の決算について説明を行った。

〈貸借対照表〉

- ・ 流動資産については未収金の前年度との比較減の要因等について説明。
- ・ 固定資産については長期未収金の前年度との比較増減の要因について説明。
- ・ 流動負債については賞与引当金の前年度との比較増の要因等について説明。

〈正味財産計算書〉

- ・ 経常収益については農地中間管理用地貸付及び受取補助金、機構借受農地整備事業補助金の前年度との比較増の要因等について説明。
- ・ 経常費用については農地中間管理事業借賃原価及び中間管理委託費、役員報酬、給料手当、報酬、減価償却費、委託費の前年度との比較増減の要因等について説明。
- ・ 経常外費用については当期一般正味財産増減額及び一般正味財産期末残高の前年度との比較減について説明。

③賃料の未収、未払い案件の対応について（資料4により中村専務理事 説明）

資料2の9ページ「昨年度の評価委員会における提案・意見への対応状況」も踏まえて説明を行った。

○未収について

- ・ 令和3年度の1件にあたる債務者は令和5年度以降は賃料を支払っていることから、今年度の賃料請求に上乘せして請求する予定。
- ・ 令和5年度で残っている1件と、令和6年度分のうち1件は、現在債務破産手続き中のため債務名義はあるが回収できていない状況。
- ・ 令和6年度は実質3件残っている状況だが、金額的には機構全体の契約の99.9%以上は回収が済んでいる。

○未払いについて

- ・ 主に地権者死去によるもので、令和7年度分については法定相続人の都合にも考慮した期間を設けながらも、今後供託の手続きを予定している。
- ・ 令和2年度及び令和4年度分に残っている金額については、供託の拒否によるものなど。

【委員による評価】

[橋田委員]

- 農地中間管理事業の実績については、件数、面積が増加しており、非常に成果が上がっている。
- また、未収金等の徴収についても非常にご努力をされており、成果が出ていると思う。
- 農地中間管理事業で手数料を取る県が増えるとの記事が出ていたが、今後の見通しはどうか。

(中村専務理事)

- ・ 手数料については、令和4年から5年にかけて公社内で検討したが、現在は手数料を徴収することは考えていない。その理由として県農政部（土地改良所管含む）から人・予算などを含め全面的に支援があり、現時点では予算内で公社が運営できていると考えているため。ただ、予算的な話は恒久的と決めつけられないので、手数料の議論はその時その時ですべきと考える。なお、本県の場合契約の約3割が使用貸借であり、賃料0の土地に対し一律何パーセントという手段については慎重に検討すべきであると考えている。
- ・ 他県のケースを調べたが、北海道や新潟などほ場整備が終わった大規模の田を取り扱っているところがメインで、賃料もどこもほとんど同じで一律数パーセントの手数料を徴収しているのに対し、山梨県の場合は生産額の6割強が果樹であることを考えると賃料のバラツキが大きくなじみにくいと考えている。佐賀県で今年から手数料を取ることだったので話を聞いてみたが、使用貸借で手数料を払わない人に対してどうするかなどはやってみないと分からないとのことだった。
- ・ 情報収集しつつ、時期が来たら県・市町村と相談して検討していきたい。

[小澤委員]

- 平成26年に農地中間管理事業がスタートした時は、果樹地帯では困難との見通しだったが、11年目の現在では当初の目標を達成するほどの成果が得られてお

り、事業が本当に周知されてきたと感じる。市町村のサポートも手厚く行っているとお聞きしたので、その体制で引き続きよろしくお願ひしたい。

[榎平委員長]

- 貸借の実績が増加しているが、何が要因なのか。
- 集落営農は、貸借の実績を上げていく上で重要なポイントだと思うが、いかがか。
- 単年度だけでなく累積での実績が一目でわかるような資料があれば、より実績が上がっていることが伝わりやすいと思う。
- 賃料未収金が発生した理由についても、詳細に説明があったことは非常に評価できる。

(土屋理事長)

- ・ 今年度から農業経営基盤強化促進法での利用権設定ができなくなったことに加えて、近年は果実の売り上げが非常に好調であり、従来は水田だった農地にブドウを作るなど、担い手に農地が集積している。
- ・ また、山梨県では全国に先駆けて、県の施策として企業の農業参入を進めており、例えばワイナリー等が自社で農地を確保して原料生産を行うという場合は、5ヘクタール等の規模で貸借が行われるため、実績を伸ばしている要因だと考えている。
- ・ 集落営農については、本県では統計上は現れていないが、北杜市等では数10ヘクタール規模で水田を耕作する大規模法人があり、集落営農にあたる組織は整備されてきている。

(中村専務理事)

- ・ 累積の実績については、次年度の評価委員会でお示しする。

[春田委員]

- 以前は貸した農地が返ってこない等の不安もあったが、農地中間管理事業による貸借が増えることで安定した仕組みになっていると感じている。
- 荒れている農地を、農地中間管理機構では場整備して貸すことは可能か。

(土屋理事長)

- ・ 荒れている農地の圃場整備については、整備したが使う人がいないということでは経費の無駄遣いになるため、基本的には地域の方が圃場を全部使うという合意が必要。例えば、企業参入で耕作してもらおうということが地域の合意としてまとまってくれば、可能だと思われる。

(2) 令和7年度農地中間管理事業の取り組みについて

- 令和7年度 山梨県農地中間管理機構活動方針(資料5 五味事務局長 説明)

[春田委員]

- 外国人農業者の増加に伴い、ごみ処理問題等、周辺からの苦情が増えている。外国人が農地を借りて農業経営をする際、どこで許可を出しているのか。

(中村専務理事)

- ・ 外国人でも農地の契約はできる。これまで、永住権のある外国人は在留カードの期限を超えた貸借期間でも契約していたが、現在は国の方針として、在留カードの期限内とするよう方向転換があった。

- ・ 周辺の農地に影響を及ぼす場合には、農地法の中で指導ができるので、情報があれば市町村の農業委員会に繋げている。

[小澤委員]

- 市町村が策定した地域計画の内容について、農業者が把握していないように感じる。本来地域の農業者同士協議したうえで策定するものであるため、機構からも市町村へ指導をしていただきたい。

(土屋理事長)

- ・ 小澤委員が指摘された実態は、私どもも把握している。県としても重要な課題として受け止めているとのこと。この農地中間管理事業評価委員会で、地域計画が実効性があるものになるようご意見を頂戴したということは、県の担当につなげていく。

[槇平委員長]

- 果樹苗木育成・担い手貸付に関する事業については、令和6年度実績では「新規就農者の初期リスクを軽減」と記載されているが、令和7年度の活動方針では「担い手に貸し付けるモデル事業」と記載されている。何か違いがあるのか。

(土屋理事長)

- ・ 新規就農者に貸し付けるケースがほとんどのため、そのように記載させていただいた。今後はきちんと整理をして、同じ記載とする。
- ・ 非常に評価の高い事業で、全国会議でもモデルケースとして発表したことがある。さらに予算を確保できれば良いが、モデル事業なので一定以上面積を拡大できないというところがある。

[槇平委員長]

- 遊休農地の解消や担い手育成などのいろいろな意味で効果が上がっている、非常に良い事業だと思うので、ぜひ注力いただきたい。